

令和3年3月号



# お知らせ版

## 刈羽村商工会

TEL : 0257-45-2386

FAX : 0257-45-2985

E-mail : kariwaci@kisnet.or.jp

### 今月の主な行事

	内容等	会場等
2日(火)	第4回観光振興協議会	刈羽村産業会館
//	県連合会 理事会	県商工会館
4日(木)	刈羽村商工会女性部 役員会	刈羽村産業会館
11日(木)	刈羽村商工会 所得税確定申告相談会 2回目	刈羽村産業会館
16日(火)	刈羽村商工会 理事会	刈羽村産業会館
17日(水)	県連合会 臨時総会	新潟市「新潟エゾソラザ」
18日(木)	刈羽村商工会青年部 商品開発会議	刈羽村産業会館
19日(金)	働き方改革推進支援センター 無料窓口相談会	刈羽村産業会館
22日(月)	中越地区商工会 会長臨時総会	長岡市「長岡グランドホテル」
25日(木)	事務局責任者研修	新潟市「新潟エゾソラザ」
26日(金)	刈羽村商工会女性部 全体会議	刈羽村産業会館
28日(日)	刈羽村広域協定運営委員会 バックホー講習会	
29日(月)	県連合会 地区責任者会議	県商工会館

### 《 雇用調整助成金（緊急雇用安定助成金）申請費補助金の申請について 》

#### 本年度は受付終了!!

先月号にも掲載いたしました、国の雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の申請に対する社会保険労務士に依頼して行う際の手数料の補助を行う制度「雇用調整助成金(緊急雇用安定助成金)申請費補助金」につきまして、本年度での受付は終了いたしました。

令和3年度は4月より再開いたしますので、手数料の支払いを4月に入ってから行うなど、当会への申請書以外の提出書類、(どれか1種類)令和3年4月1日以降の日付の物にしてください。全て令和3年3月31日までの日付の場合、前年度分となってしまう受け付けられませんのでご注意ください。

受付期間 令和3年度 4月 1日(木)開始

※3月1日～3月31日までは、受付しません。手数料の支払いを4月になってから行う等書類の日付に気を付けて頂き、4月に入ってから申請をお願い致します。

刈羽村商工会 電話 0257-45-2386 , FAX 0257-45-2985 , メール kariwaci@kisnet.or.jp

## 《 補助金のご案内 と 申請に関するご注意 》

これから以下の補助金について募集が開始されます。

### 1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金(6次募集)

今後複数年にわたり相次いで直面する制度変更(働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入等)等に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を支援するものです。

また、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、社会経済の変化に対応したビジネスモデルへの転換に向けた新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために前向きな投資を行う事業者に対して、通常枠とは別に、補助率を引き上げ、営業経費を補助対象とした「新特別枠」として低感染リスク型ビジネス枠を新たに設け、優先的に支援が行われます。

#### [一般型]

中小企業者等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等に対する支援

補助上限: 1,000万円

補助率: [通常枠] 中小企業者 1/2、小規模事業者 2/3

[低感染リスク型ビジネス枠特別枠] 2/3

必要要件: 単価50万円(税抜き)以上の設備投資

補助対象: [通常枠] 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費

[低感染リスク型ビジネス枠] 上記に加えて、広告宣伝費・販売促進費

※低感染リスク型は、補助対象経費全額が、以下のいずれかの要件に合致しなければなりません。

- 物理的な対人接触を減じることに資する革新的な製品・サービスの開発
- 物理的な対人接触を減じる製品・システムを導入した生産プロセス・サービス提供方法の改善
- ウィズコロナ、ポストコロナに対応したビジネスモデルへの抜本的な転換に係る設備・システム投資

#### [グローバル展開型]

中小企業者等が海外事業の拡大・強化等を目的とした「革新的な製品・サービス開発」又は「生産プロセス・サービス提供方法の改善」に必要な設備・システム投資等を支援

(①海外直接投資、②海外市場開拓、③インバウンド市場開拓、④海外事業者との共同事業のいずれかに合致するもの)

補助上限: 1,000万円

補助率: 中小企業者 1/2、小規模事業者 2/3

必要要件: 単価50万円(税抜き)以上の設備投資

補助対象: 機械装置・システム構築費、技術導入費、専門家経費、運搬費、外注費、クラウドサービス利用費、原材料費、知的財産権等関連経費、海外旅費

○必須要件 以下のすべてを満たす3～5年の事業計画を策定し、従業員に表明すること

- ・事業計画期間において、給与支給総額を年率平均1.5%以上増加
- ・事業計画期間において、事業場内最低賃金を地域別最低賃金+3円以上の水準にする。
- ・事業計画期間において、事業者全体の付加価値額を年率平均3%以上増加。

次ページへ

前ページより

○受付期間 令和3年4月15日(木)17時～令和3年5月13日(木)17時まで

○お問合せ サポートセンター TEL 050-8880-4053

専用HP <https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html>



※詳細は上記、HPをご確認願います。

## 2. 事業再構築補助金(一次募集) ※令和3年度中に複数回募集予定

同封の「企業の思い切った事業再構築を支援」チラシをご確認願います。

※現在、詳細が決定していない段階の為、チラシ下部の記載のとおり、内容が変更する場合がございますので、ご注意願います。

## 3. 持続化補助金(五次募集) ※令和3年度中に複数回募集があります。

同封の「企業の思い切った事業再構築を支援」チラシをご確認願います。

### ◎ご注意していただきたい点

「1. ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」「2. 事業再構築補助金」及び「3. 持続化補助金(低感染リスク型ビジネス枠)の申請は、電子申請となります。

電子申請には事前に経済産業省から「GビズIDプライムアカウント」を発行して貰う必要があります。発行には、申請してから2～3週間要するそうです。(要 印鑑証明)

補助金申請される方は、期日の2～3週間前に相談に来られることが多く見受けられます。その時点で、まだアカウントを取得されていないと、間に合わないこととなります。申請を考えている方は、取得をお早めをお願いいたします。

また「3. 持続化補助金(一般枠)」において、従来通り書面による申請も可能ですが、電子申請を行うだけでも加点となる予定です。「GビズIDプライムアカウント」を取得して頂き、電子申請で行うことも考慮して頂ければと思います。

## 《 緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金について 》

現在、今年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金が給付されます。

対象事業者は、

①今年1～3月のどれかの月が、昨年又は一昨年の同月と比較し、売上50%減少

②売上減少した理由が今年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛によるもの

⇒ 緊急事態宣言が出された地域に取引先があり、その取引が激減したため 等の理由となります。

給付金は、中小法人等 上限60万円、個人事業主 上限30万円となっております。

昨年の持続化給付金同様、電子申請の予定です。ただし、申請前に、上記の①②の確認を税理士や商工会などで確認していただく必要があります。(確認者から事務局へ確認報告します)

詳細は、専用HPをご確認ください。<https://ichijishienkin.go.jp/>

※申請される方は、2020年の確定申告書が必要になります。



## 《 同一労働同一賃金制度が開始されます。 》

4月1日より中小企業においても同一企業内における正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規社員(パートタイム労働者、有期雇用労働者)との間で、基本給や賞与などのあらゆる待遇について、不合理な待遇差を設けることが禁止となります。

社員より待遇に関して問われた時、説明しなければなりません。そのため、待遇の基準として就業規則の作成・改正を行う事業所もごさいます。

就業規則の内容に関する例文は、厚生労働省HPにごさいますが、必ずしも事業所に適切な内容となっているわけではごさいません。

3月19日(金)の働き方改革推進支援センター 無料窓口相談会では、社会保険労務士から無料で確認・アドバイスをいただけますので、是非、ご利用下さい。

厚生労働 特設サイト <https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/same.html>

刈羽村商工会 電話 0257-45-2386 , FAX 0257-45-2985 , メール kariwaci@kisnet.or.jp

## 《 個人の方の所得税及び贈与税、消費税申告期限が延長されました。 》

昨年同様、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、個人の方に向けた「所得税」「贈与税」「消費税」の確定申告につきまして、申告期限及び納付期限時期が以下の日程に延長されました。

### ● 申告 及び 現金やクレジットカードによる納付

	前	後
所得税	3月15日(月)	→ 4月15日(木)
消費税	3月31日(水)	→ 〃
贈与税	3月15日(月)	→ 〃

### ● 口座振替による納付

	前	後
所得税	4月19日(月)	→ 5月31日(月) ※本年の振替日は、消費税の後となります。
消費税	4月23日(金)	→ 5月24日(月)
贈与税	口座振替による納付は不可能	

## 《 創業 無料相談会のお知らせ！ 》

新潟県商工会連合会では、創業を予定している方や創業して間もない方を対象に、創業計画や開業資金などの創業に関する様々な問題についてのご相談に対応すべく「創業相談会」を毎月開催しております。

◆新潟県商工会館(新潟県庁近く) 9日(火)、16日(火)、23日(火)

◆長岡支所(長岡インター近く) 12日(金)、26日(金)

◆時間: 各相談日とも午前10時から正午までのうち、お1人様1時間程度。

◆申込: 事前にお電話で各会場にご予約ください。

◆新潟県商工会連合会 広域指導センター ☎025-283-1311(新潟市中央区新光町 7-2)

長岡支所 ☎0258-21-0688 (長岡市新産 2-1-4 長岡新産管理センタービル)